東総地区広域市町村圏事務組合ごみ処理広域化推進事業に係る業務委託 プロポーザル審査委員会設置要領

平成25年4月1日

(設置)

第1条 東総地区広域市町村圏事務組合(以下「組合」という。)が行うごみ処理広域 化推進事業に係る業務委託の受託候補者を特定するため、東総地区広域市町村圏事務 組合ごみ処理広域化推進事業に係る業務委託プロポーザル審査委員会(以下「委員会」 という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、業務委託の受託候補者を特定するため、一定の条件を満たす提案者 を公募又は指名により選定し、当該業務に係る実施方針、技術提案等に関する提案を 受け、原則としてヒアリングを実施した上で、当該提案の審査及び評価を行い、当該 業務の履行に最も適した受託候補者を特定する。

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 組合事務局長
 - (2) 組合総務課長
 - (3) 組合施設整備課長
 - (4) 関係市契約担当課長
 - (5) 関係市環境担当課長

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。
- 2 委員長は、組合事務局長とし、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、組合総務課長とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は 委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 5 その他、会議の進行について必要な事項は、議長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、組合施設整備課において所掌する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、組合管理者が別に定める。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。